



マイナ免許証を希望される方へ

Ver. 1.4

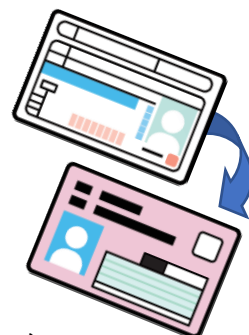
● マイナ免許証とは

マイナンバーカードのICチップに免許情報を記録することで、そのマイナンバーカードを運転免許証として利用できるものです。

これによって、運転免許の保有方法を

- 従来の運転免許証
- マイナ免許証（免許情報を記録したマイナンバーカード）
- 従来の運転免許証とマイナ免許証の両方（2枚持ち）

から自由に選択することができます（マイナ免許証は強制ではありません。）。



● マイナ免許証のメリットは？

マイナ免許証を保有していれば、免許更新時の講習をオンラインで受講でき（優良・一般運転者のみ）、また、マイナ免許証のみを保有していれば、住所変更等ワンストップサービスを受けることができるなどのメリットがあります。ただし、当該サービスの開始手続には

24時間
好きな時に！

どこでも
講習！



署名用電子証明書の暗証番号【6～16桁の英数字】

が必要となりますので、忘れてしまった場合は市区町村の窓口で再確認してください。

● マイナンバーカードをマイナ免許証にするには



マイナ免許証は警察施設での手続となります（市区町村の窓口では手続できません。）。

運転免許試験場、京都駅前運転免許更新センター、京都府内の各警察署ごとに受付可能なマイナ免許証関係の手続、時間が異なります。京都府警察のホームページなどで受付可能な手続や時間、必要な持ち物（手数料を含む）等をご確認の上、ご来場ください。

なお、警察署での手続は、大変混雑することが予想され、手続に相応の時間を要する可能性があります。

— 主なマイナ免許証関係手続の案内（従来の手続に変更はありません。） —

手続	運転免許試験場	駅前更新センター	京都市域警察署 ※1	左記以外の警察署等 ※2
保有状況変更 ※3 【免許証⇄マイナ免許証】	9:30-11:00 14:00-16:00	9:30-11:00 14:00-16:00	10:00-11:00 14:00-15:00	10:00-11:00 14:00-15:00
免許更新 【マイナ免許証】	8:30-9:30 13:00-14:00 満70歳以上 10:30-11:30 14:30-15:30	優良 8:30-10:30 13:00-15:00 満70歳以上 10:00-11:30 14:30-16:00	—	9:00-16:00 【2枚持ち以外 ※4】

※1 京都市内の警察署、向日町警察署、宇治警察署、城陽警察署、八幡警察署、田辺警察署

※2 下鴨警察署（70歳未満の一部地域居住者に限る。）、木津警察署、亀岡以北の警察署、右京警察署京北交番、京丹後警察署網野交番（月・水・金）・久美浜交番（火・木）（12:00-13:00を除く。）

※3 免許証からマイナ免許証、マイナ免許証から免許証など保有状況を変更する手続（警察署では免許証を作成することができないため、免許証の交付は後日になります。）

※4 更新後の保有状況がマイナ免許証及び免許証（2枚持ち）となる免許更新手続（更新時に保有状況を変更）は、運転免許試験場または駅前更新センターでの受付のみとなります。警察署では取り扱っていません。

● 各種諸注意



マイナ免許証を希望される方は手続きの際に以下のものがが必要です。

① 有効なマイナンバーカード

- ☒ 住民票とマイナンバーカードの住所が同一（京都府内）であること
- ☒ 有効期限内のもの
- ☒ マイナンバーカードのチップが破損していないもの



② 署名用電子証明書 ※必須ではありませんが注意が必要です。

- ☒ 市区町村で設定した6～16桁の英数字の暗証番号
- ☒ 有効期限内のもの



署名用電子証明書を 提出しない場合のリスク

自治体でマイナンバーカードの更新を受けた際、
更新後のマイナンバーカードのICチップに

免許情報記録を引き継ぐことができません

更新後のマイナンバーカードに免許情報が記録されていないことにより

- ・ マイナ免許証として利用するには、再記録手数料が必要になる
- ・ マイナ免許証のみを保有する方は、再記録等までの間運転できず、
運転すれば交通違反（免許証不携帯）になる場合がある

ことになります。

★署名用電子証明書（暗証番号）を覚えていない等の理由で、提出していない場合は、
運転免許試験場、京都駅前更新センター、京都府内の各警察署で提出ができます。

受付場所	受付時間（平日のみ）
運転免許試験場 京都駅前更新センター	8：30～16：00
京都府内の各警察署 （京北交番、網野交番、久美浜交番含む）	9：00～16：00

マイナポータルとの連携で以下のサービスが受けられるようになります。



マイナ免許証のメリットを生かすために 警察への署名用電子証明書の提出 及び マイナポータル連携をお願いします。

対象者	免許 (経歴) 情報の 確認	オンライン 講習	本籍の オンライン 変更	住所変更ワンストップ サービス等 同意状況等の確認	免許更新 時期接近の お知らせ受信
マイナ免許証のみ	○	○	○	○	○
免許証との2枚持ち	○	○			○
マイナ経歴証明書のみ	○			○	
運転経歴証明書との 2枚持ち	○				

～マイナポータルとの連携方法～

- ① 運転免許試験場、京都駅前更新センター、警察署で署名用電子証明書を提出
署名用電子証明書用の暗証番号（市区町村で設定した6～16桁の英数字）を入力
- ② マイナポータルからの署名用電子証明書の提出（スマートフォンやパソコンから）
ア ログイン…利用者証明用電子証明書の暗証番号（市区町村で設定した4桁の数字）の入力
イ ログインしたユーザ情報の送信…券面事項入力補助用暗証番号（市区町村で設定した4桁の数字）の入力
ウ 署名用電子証明書の提出…署名用電子証明書用の暗証番号（市区町村で設定した6～16桁の英数字）を入力



★マイナポータルにおける連携手続の詳細は、警察庁のHPをご確認ください。
(警察庁HP)



住所変更ワンストップサービス等

注意点

- ① 同意の有効期間は10年です。サービスの継続を希望される方は、同意の有効期間が満了する前に、再度、利用開始手続を行ってください。
 - ② 署名用電子証明書の有効期間が満了する前に、署名用電子証明書を更新してください。
 - ③ 市区町村で住所等の変更の届出をした際は、新たな署名用電子証明書の発行手続をしてください。（マイナンバーカードの住所変更手続とあわせて必要となります。）
 - ④ 住所等のうち、同意しなかった項目については、引き続き運転免許試験場等への届出が必要です。
- ⚠ 各手続・届出をされないと、更新のお知らせハガキが届かなくなる場合があります。

本籍のオンライン変更

注意点

マイナポータルとの連携手続を行った後

- ① 券面事項入力補助用暗証番号の入力…暗証番号（市区町村で設定した4桁の数字）入力
- ② 署名用電子証明書の提出…暗証番号（市区町村で設定した6～16桁の英数字）入力が必要です。

住所変更ワンストップサービス等とは異なり、本籍の変更がある都度、市区町村での変更手続を行った後に、①（初回のみ）・②を行う必要があります。